

町内の地域資源の活用に向けた提案募集要領

1 趣 旨

川島町では、町内に点在する地域資源を最大限に活用し、地域経済の活性化と魅力的なまちづくりを推進するため、民間事業者の知見や資源を活かした官民連携によるまちづくりを推進しております。

そこで、以下の資源（提案対象）の活用方法について、民間事業者からの事業提案を募集するものです。

2 目 的

地域資源を有効に活用でき、その拠点に内外からの人々が集まり、交流することで地域経済の発展及び町財政の負担軽減に資する提案を募集し、事業化できるパートナーを選定するものです。

3 資 源

今回、事業提案を募集する資源（提案対象）は、以下とします。

場 所：川島町大字鳥羽井新田地内 鳥羽井沼周辺（別紙参照）

敷地面積：約 30,000 m²（うち池沼部分 12,000 m²）

国及び県との協議により活用面積は変動する場合があります。

用途地域：市街化調整区域

4 提案できる方

事業提案できる方は、以下の全ての資格を満たすものとします。

- (1) 提案する事業について業務遂行能力のある民間事業者であること。
- (2) 次の事項に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格事項に該当するもの。
 - イ 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にあるもの。
 - ウ 過去 5 年間に於いて、国税や地方税を滞納しているもの。
 - エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの。
 - オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていないもの。
 - カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていないもの。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である代表者、

役員または使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人に該当するもの。

5 提案内容

提案にあたっては、以下の事項を精査したうえで提出してください。

- (1) 土地利用について、事業の目的を明確にしてください。
- (2) 対象区域を一体化しての利用、又はゾーン分けをしての利用等、一部分のみでなく全体を網羅した提案としてください。
- (3) 民間主体の事業として対象地域を活用、運営方法を提示してください。
- (4) 川島町の特性を生かした事業提案としてください。
- (5) 事業の早期実現を目指したスケジュールとしてください。

6 募集方法

(1) 募集期間

令和6年4月12日（金）午前9時～令和6年5月10日（金）午後5時

(2) 事業提案の方法

電子メール、郵送または持参により政策推進課まで以下の書類を提出してください。

※メールの場合、件名に【鳥羽井沼事業提案】と記し送付してください。

①かがみ文 ※様式は任意。会社名、担当者、連絡先等を記載してください。

②事業提案書

7 選定方法

- (1) 提出された提案は、町職員で構成される公共施設マネジメント担当により検討を行い、その提案が町の戦略に合致した場合は、事業パートナーとして選定します。
- (2) 選定結果については、書面により通知することとし、審査に対する要求や結果の内容に関する疑義、異議申立、質問等は一切受け付けません。
- (3) 提案事業が町の戦略に合致しない場合は、パートナーを選定しないことがあります。
- (4) 提案者が1者のみであっても検討を実施することとし、選定にあたっては、必要に応じヒアリングを行います。

8 募集に対する疑義の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和6年4月26日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メール（他の方法は不可）

※様式は任意。件名に【鳥羽井沼事業提案質問】と記し送付してください。

(3)回答期限 令和6年5月7日(火)午後5時まで

(4)回答方法 町ホームページで公表

(5)その他 質問の回答は、本要領等の追加、修正として取り扱うものとします。

9 その他

(1)提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。

(2)提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めません。

(3)提出資料の取扱い

①提出された提案書等は返却しません。

②提出資料の著作権は、提案者に帰属します。ただし、町はこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者の承諾を得た上で、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとします。

ただし、選定を行う作業に必要な場合においては、提案者の承諾なしに、その一部又は全部を使用(複製、転記又は転写等)することができるものとします。

10 問い合わせ先

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町 政策推進課 政策・財政グループ

担当 松本・木村・笛木

電話 049-299-1752(直通)

E-mail seisaku@town.kawajima.saitama.jp